

申 立 書

年 月 日

(あて先)昭島市長

所有者 住所 _____
氏名 _____

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示
所在地 昭島市 _____
家屋番号 _____

2. 家屋の住居表示 _____

3. 入居予定年月日 年 月 日

4. 現在の家屋の処分方法等
現家屋は { 賃貸 のため退去します。
 社宅・官舎・寄宿舍・寮等 のため退去します。
 親族等が住んでいる ため引き続き親族等が住みます。
 自己所有であるため 売却 します。
 自己所有であるため 賃貸 します。
 自己所有であるため 取り壊します。
 その他 () の理由で居住しません。

※現在の家屋の処分方法については、次ページ記載の確認書類が必要です。

5. 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

◆現在住んでいる家屋の処分方法を確認できる書類について◆

1. 賃貸住宅を退去する場合…

賃貸借契約書の写し

2. 社宅・官舎・寄宿舍・寮等を退去する場合…

社宅(官舎)入居証明書、使用許可証、その他家主の証明書など

3. 引き続き親族等が住んでいる場合…

申請者が退去した後も引き続き住む親族からの申立書

4. 自己所有の家屋を売却する場合…

当該現住家屋の売買契約(予約)書、媒介契約書など売却することを証する書類の写し

5. 自己所有の家屋を賃貸する場合…

当該現住家屋の賃貸契約(予約)書、媒介契約書など賃貸することを証する書類の写し

6. 自己所有の家屋を取り壊す場合…

工事請負契約書等取り壊すことを証する書類の写し

7. その他処分方法等が未定の場合…

入居が登記の後になることを疎明する書類